

令和7年度群馬県公の施設に係る指定管理者における物価高騰対策支援金支給要綱

(通則)

第1条 県が設置する公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)に係る指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)(以下「指定管理者」という。)に対する物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)の支給については、この要綱に定めるところによる。

(支給の目的)

第2条 支援金は、物価高騰により経費が増加した指定管理者に対し、当該増加分の経費を支援することにより、円滑な施設運営を確保することを目的とする。

(支給の対象)

第3条 知事は、指定管理者が、その管理する施設の維持に係る経費であつて別表1に定めるもののうち、物価高騰を起因とした増加分に対して、予算の範囲内で支給する。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給の対象としない。

(1) 指定管理者が地方公共団体である場合

(2) 指定管理者又はその役員等が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

オ 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(3) 指定管理に係る委託料が県から支払われていない場合

(額の算定方法)

第4条 支援金の額は、別表1に定める対象経費について、別表2で定める算定方法により算出される額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする指定管理者は、知事が別に定める期日までに、令和7年度群馬県公の施設に係る指定管理者における物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 令和7年度群馬県公の施設に係る指定管理者における物価高騰対策支援金申請額内訳票(様式第2号)
- (2) 別表1に定める対象経費及び別表2により算定する支援金の額に係る各種実績資料
- (3) その他知事が必要と認める資料

(支給決定)

第6条 知事は前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、支援金の支給の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の支給の決定を行ったときは、当該申請を行った指定管理者(以下「申請者」という。)に対して、様式第3号により通知するものとする。

(支給)

第7条 知事は、支給の決定後、支給決定を行った申請者に対し、支援金を支給する。

(支給決定の取消し)

第8条 知事は、支援金が支給された指定管理者が次のいずれかに該当する場合は、当該支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、支援金の支給の目的に著しく反する行為があったとき。

(支援金の返還)

第9条 支援金が支給された指定管理者が前条の規定により支給の決定を取り消された場合は、速やかに当該支援金を返還しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う支援金の返還)

第10条 当該支援金が支給された指定管理者は、消費税及び地方消費税の申告により、支援金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。この場合において、指定管理者は速やかに、当該額を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月22日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1

物価高騰に起因し、増額となった以下の経費とする。

対象経費	備考
光熱費	電気代、ガス代
燃料費	灯油代、重油代

別表2

支援金の額の算定は、以下のとおり行う。

次に掲げる額のうち、いずれか低い額を支給額とする。
ア 別表1に定める対象経費について、令和3年4月から令和4年3月までの実績額に1.43を乗じて得た額から、令和7年度の指定管理料のうち対象経費の予算額を減じて得た額
イ 別表1に定める対象経費について、令和7年4月から同年12月までの実績額と令和8年1月から同年3月までの実績相当額を合算した額から、令和7年度の指定管理料のうち対象経費の予算額を減じて得た額